

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年2月19日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人河合義根・可根記念福祉会

(2) 代表者の氏名

吉田 富治

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区常盤出口町14番26

(4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害や自閉症などの障がいのある、又はあると思われる子どもたちやその保護者が利用できる通所型の施設の運営を通じて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、医師、発達相談員、療育相談員、聴覚言語士、作業療法士、理学療法士などの専門スタッフの協力を得て創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援し、子どもの健全育成及び障がいのある子どもの家族に対する社会福祉事業を行い、もって利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年2月9日

(文化市民局地域自治推進室)